

加古川市子育て家庭ショートステイ里親委託事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、加古川市子育て家庭ショートステイ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、里親家庭において一時的に児童を養育するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(里親の登録)

第2条 市長の指定を受けた実施施設（要綱第5条に規定する実施施設をいう。以下同じ。）は、一時的な児童の養育を委託する里親（以下「登録里親」という。）をあらかじめ複数登録することができる。

(受入可否の確認)

第3条 市長は、児童が一時的な養育を必要とする事由を考慮し、里親への委託が適していると認めた場合は、実施施設に調整を依頼し、実施施設は登録里親に受入れの可否を確認する。

(受入可否の連絡)

第4条 市長は、登録里親による対象児童の受入れが可能なときは、当該児童の家族状況、里親への委託を必要とする理由、児童の身体面・食事面・生活面での留意事項等を記載した児童票を実施施設へ送付する。

(里親委託及び児童の移送)

第5条 市長は、加古川市子育て家庭ショートステイ事業実施要領第6条第2項に規定する加古川市子育て家庭ショートステイ事業利用（期間延長）決定通知書により、里親委託が決定したことを当該児童の保護者へ通知するとともに、同要領第7条第1項に規定するの決定をしたときは、加古川市子育て家庭ショートステイ事業委託（期間延長）通知書により、里親委託が決定したことを実施施設へ通知する。

2 当該児童の里親への送迎は、原則として、当該児童の保護者が行うものとする。ただし、保護者が希望する場合は、実施施設または登録里親が送迎するものとする。

(実施施設による助言及び支援)

第6条 前条第1項の通知を受けた実施施設は、登録里親へ当該児童の受入れに関する状況を確認し、必要な助言等を行う。

(里親保険の適用)

第7条 実施施設は、当該児童に里親保険を適用するため、登録里親が児童を受け入れることを中央こども家庭センターへ伝えるものとする。

(登録里親の事前訪問)

第8条 実施施設は、第5条に規定する委託に際し、必要に応じて事前に当該児童の保護者と共に登録里親を訪問する。

(委託状況の確認)

第9条 実施施設は、委託開始時又は委託期間中において、必要に応じて登録里親宅を訪問し、当該児童の養育の状況を確認する。

(緊急事態への対応)

第10条 実施施設は、委託期間中に、当該児童の体調の変化、事故、その他の緊急事態があった場合は、登録里親及び当該児童に対し必要な支援を行う。

2 市長は、実施施設から要請を受けたときは、実施施設と連携協力し、登録里親及び当該児童に対し必要な支援を行う。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。